船橋市介護保険サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の３３、第１１５条の３４の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和６年４月４日付け老発０４０４第３号厚生労働省老健局長通知）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査を実施し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

（検査体制）

第２条　検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施する。

（検査等）

第３条

１　検査

（１）一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、定期的に提出書類等の確認又は事業者本部等への立入等により実施するものとする。

（２）特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に、事業者本部等への立入等の方法により実施するものとする。

２　検査等実施方法

（１）実施計画及び検査対象の選定

①　一般検査（概ね６年に１回）

毎年度実施計画を策定し、当該検査対象介護サービス事業者に対し示すものとする。

なお、小規模事業者に対する検査については、指定事業所等に対する法第２３条に基づく実地指導の実施に併せて実施する等の効率的な実施を行って差し支えない。

②　特別検査

指定事業所等の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚し

た介護サービス事業者を対象とする。

（２）実施通知

検査の実施に当たっては、検査対象となる介護サービス事業者に対し、必要な事項を通知するものとする。ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）。

（３）検査方法

検査は、「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」を踏まえ実施するものとする。

３　行政上の措置等

（１）検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。

①　勧告

法第１１５条の３２第１項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認められるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

②　命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置を取るべきことを命ずることができる。

この場合、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行なわなければならない。

ただし、同条第２項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（２）（１）の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、改善報告を求めるものとする。

４　その他留意点

上記１（１）の一般検査において、事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行

い、当該指定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

（補則）

第４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附　則

この要綱は平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和６年７月１０日から施行する。